

令和6年度「国際文化交流促進費（高校生交流促進費）補助金」 国費高校生留学促進事業

Q & A

Q 1 支援対象となるプログラムは、令和6年度に出発するプログラムとあるが、例えば令和7年3月31日に出発する場合も補助の対象として良いか。

(A)

当該年度に出発する場合に限り、補助対象とする。よって、令和7年3月31日に出発する場合も補助対象とする。ただし、天候等によるフライトスケジュールの変更等もあり得るため、余裕を持って出発できるように計画することが望ましい。なお、年度末に出発するプログラムについては、会計処理上、精算払の手続がスケジュール上、非常に厳しいので、概算払を検討すること。

Q 2 補助対象となる原則10日間以上とは、出国～帰国を含む移動日数は含まれるのか。

(A)

補助対象となる原則10日間以上とは、移動日を含まない海外でのプログラム実施期間（土日を含む）を指し、出国～帰国を含む移動日数は含まれない。

Q 3 プログラムの開始は令和6年7月以降であるが、事前学習をそれ以前に行う場合、補助対象とすることは可能か。

(A)

海外での語学学習等プログラムが、令和6年7月以降に開始されるのであれば、補助対象となる。

Q 4 留学支援金を受けた生徒へのフォローアップ、進路状況等調査とはどのようなものなのか。

(A)

当面は、別紙様式3「令和6年度国費高校生留学促進事業 派遣生の状況」を帰国後1か月以内に、都道府県を通じて提出する必要がある。また、必要に応じ、別途、調査依頼することがある。

Q 5 語学学習のみを行うプログラムであっても、申請は可能か。

(A)

語学学習のみを行うプログラムの場合であっても、申請することは可能である。ただし、国内とは違う海外ならではの体験として、現地行政機関等への訪問や現地高校生との交流等が組み込まれていることが望ましい。

Q 6 評価の観点に示された内容を全て満たしている必要があるのか。

(A)

評価の観点に示した内容が満たされているものを高評価し、優先的に採択する。なお、プログラム終了後は、別紙様式2「令和6年度国費高校生留学促進事業 プログラム実施報告書」を提出する必要がある。

Q 7 予定していたプログラムの渡航先や時期を変更することは可能か。

(A)

海外情勢等により、予定していた渡航が困難になった場合や必要な生徒数が集まらなかった場合など、やむを得ない理由がある場合に限り、渡航先や時期の変更を認める。その場合には、当該プログラムの実施主体（学校等）は都道府県を通じて文部科学省に、理由等についてすみやかに連絡すること。また、採択後、左記の事由に因らず、派遣人数の大幅減等、当初計画から大きく変更が出る場合は、次年度の採択人数を減ずることがある。

Q 8 審査は書面審査のみか。

(A)

そのとおり。

Q 9 プログラム実施期間の長短は、採択に影響するか。

(A)

プログラム内容について審査する。ただし、プログラム内容に対して、実施期間が適正か否かは審査の対象となる。

Q 10 各都道府県における支援金額の上積みや独自の取組の有無、また経済的必要性への配慮の有無は、採択に影響するか。

(A)

審査の主眼はプログラム内容であるが、社会全体でのグローバル人材の育成のため、支援対象となりうる生徒がその経済的状況等に関わらず国際交流体験を行うことができるような経済的支援や基盤整備を行っていることを、採択の際の審査の観点のひとつとして積極的に評価する。

Q11 プログラムの採択 = 申請人数が全て採択されると考えて良いか。

(A)

原則として申請人数が全て採択される。ただし、予算に応じて支援金を調整することがある。

Q12 申請人数 20 人に対して 10 人分の予算しか配分されなかつたため、10 人分の留学支援金を割って 20 人に支給することは可能か。

(A)

可能とする。

Q13 申請するプログラムの参加人数に何人以上又は何人未満といった条件や制限はあるのか。

(A)

プログラムの参加人数に条件や制限はないが、1つのプログラムの支援割当人数は概ね 20 人以内である。

Q14 各学校から申請されたプログラムについて、文部科学省へ提出するに当たり、都道府県教育委員会において評価等することになっているが、第三者による評価委員会等を設置する必要はあるのか。

(A)

都道府県教育委員会が責任を持って評価等を行っていれば良く、第三者による評価委員会等の設置は義務付けない。

Q15 都道府県ごとの要項等の作成が必要か。

(A)

国費高校生留学促進事業は、都道府県が実施する高校生留学促進のための事業に対する補助金であり、都道府県ごとの要項等が必要である。

Q16 留学支援金は都道府県から生徒に直接、支給する必要があるのか。都道府県から各学校を通じて支給することは可能か。

(A)

留学支援金は都道府県を通じて支給することになっており、確実に当該生徒に支給される必要がある。

なお、事業終了後、証拠書類の提出を求めるとしており、予算執行の透明性確保の観点から、都道府県が直接、当該生徒に支給するようお願いしたい。

Q17 支援対象人数が全国で 1,600 人とあるが、申請人数が 1,600 人を超えた場合、どのような形で人数調整することになるのか。

(A)

申請のあったプログラムは、都道府県の評価等を参考に、文部科学省で審査の上、補助対象となるプログラムを決定する。申請人数が 1,600 人を超える場合、プログラム内容及び都道府県独自の高校生留学支援事業の実績等を考慮の上、支援対象人数を決定することになる。

Q18 都道府県独自の高校生留学支援事業の一覧を提出することになっているが、独自の支援事業を実施していないと採択されないのであるか。

(A)

都道府県独自の高校生留学支援事業がないことをもって不採択とする取扱いはしない。ただし、社会総がかりで高校生の留学促進に取り組む観点から、採択にかかる審査の観点として、都道府県独自の支援事業の実績（実施予定を含む）が豊富な都道府県（例えば、都道府県独自の予算措置により、支援金の額や対象人数を上積みして支出している都道府県など）について積極的に評価する。

Q19 対象となる生徒の選考は都道府県が実施する必要があるのか。

(A)

学校単位での応募が原則であり、都道府県が実施、あるいは各学校において選考の上、都道府県に結果を報告する形でも構わない。